

ITRとITUと国連

International Telecommunications Regulations (ITR)

国際電気通信規則

国際電気通信業務の提供、運用、料金決済方式等に関する業務規則

- ◆ 制定された1988年に一般的だった国営・独占の国際電話事業が前提。
⇒ その後の民営化、競争導入、インターネット普及に伴い、見直しが決定。
- ◆ 国際電気通信連合(ITU)という国連専門機関の会議で定めた規則(法的拘束力あり)。
1990年7月に発効。

WCIT

ITU全権委員会議は、ITRを改正する会議を2012年に開催することを決定。

World Conference on International Telecommunications(WCIT)

2012年12月3日(月)～14日(金)

アラブ首長国連邦のドバイで開催

WCITにおけるITR改正の焦点について

- 新興・途上国において国によるインターネット規制・政府管理強化の動き。
- 他方、欧米産業界等からは、国境を越える情報の自由な流通の確保を求める動き。



【我が国の基本的考え方】

(日英共同声明・日EU共同声明(2012年5月)要旨)

- インターネット規制の在り方については、政府だけではなく、企業やユーザーの市民も参画する形による対応(マルチステークホルダーアプローチ)が最善の方法である。
- 情報が国境を越えて流通するインターネットから最大限の便益をユーザーが享受できる観点から、インターネット政策を国際的に調和させる必要がある。
- 今後も情報の自由な流通を享受し続けることができるよう国際的なコンセンサスを実現する。

電話に関する条文を見直すのみならず、インターネットに関連する事項(スパム、セキュリティ(情報規制含む)等)について、ITRに条項を設けるべきと、新興・途上国が提唱。

【WCITに向けたアジアの動向】

2011年9月、中国政府より、国は、セキュリティ確保のため、領域内の企業がICTを合理的な方法で使うように監督する旨の趣旨の規定を提案。

我が国は、国が電気通信事業者に対してセキュリティ確保措置を奨励する旨の対案を提案。

2012年3月のアジア地域内の調整では、我が国の対案が多数の支持を得た。

(参考)ITU理事会作業部会における改正ITR構成案

◆ 前文

◆ 第1条 規則の目的及び範囲

規則の目的及び範囲に、セキュリティ(情報セキュリティを含む)を追加する提案が提出。

◆ 第2条 定義

「電気通信」の定義に「ICT」の語を追加する提案、スパム、ハッキング、詐欺等の新たな定義を追加する提案が提出。

◆ 第3条 国際網

国による資源管理(経路把握含む)、番号資源の適正利用、発信者番号配信に関する規定の追加提案が提出。

◆ 第4条 国際電気通信業務

料金の透明性確保に関する規定の追加提案が提出。

◆ 第5条 人命の安全及び電気通信の優先

緊急電話番号統一に関する規定の追加提案が提出。

◆ 新設(第5A条) セキュリティ

国によるセキュリティ(情報規制・加入者特定含む)確保及び個人情報保護に関する規定の追加提案が提出。

◆ 新設(第5B条) スпам対策

◆ 第6条 課金及び計算

規定の簡素化、二重課税禁止、国際ローミング料金の低廉化、コストに基づく料金設定、詐欺、紛争解決手段等に関する規定の追加提案が提出。

◆ 第7条 業務の停止

◆ 第8条 情報の周知

◆ 第8A条 エネルギー効率化

事業者等に対し、エネルギー効率化等への協力を奨励する規定の追加提案が提出。

◆ 第9条 特別取極

◆ 第10条 最終規定

◆ 付録第1 計算に関する一般規定

◆ 付録第2 海上電気通信に関する追加規定

◆ 付録第3 業務用電気通信及び特権電気通信